

8 消安第 2772 号
令和 8 年 8 月 3 日

農薬製造者等 宛

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農薬の総使用回数の考え方について

1 趣旨

農薬の総使用回数の考え方について、農薬の使用行為そのものではなく、ほ場内の同一の農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）に対して農薬が実際に使用された回数を基準とすることを法令上明確にすることを目的として、農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号。以下「規則」という。）第 14 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に規定する「農薬を使用する」を「農薬を当該農作物等に使用する」とする一部改正を行ったところです。

ついては、本改正の背景及び総使用回数の具体的な考え方に関して、次のとおり整理したので、御了知願います。

2 改正の背景

近年、省力化や効率化を目的としたドローン等の無人航空機等を活用した農薬散布が進んでいるところ、スマート農業技術の向上により、ほ場全面への散布に限らず、病徴等が確認された農作物等に限定した散布（いわゆるスポット散布）も行われるようになっていきます。このような散布方法であれば、ほ場単位で複数回行う散布であっても、同一の農作物等に対して繰り返し行う散布には当たらず、従来のほ場全体への農薬散布とは大きく異なります。

今般、北海道十勝 19 市町村から、ほ場ごとではなくほ場内の散布した場所ごとに総使用回数の集計が可能であることの明確化を求める国家戦略特区制度に係る提案がなされたところです。このため、農薬の総使用回数の考え方を明確にする目的で、規則において「農薬を当該農作物等に使用する」と規定することとし、ほ場内の同一の農作物等に対して農薬が実際に使用された回数を総使用回数として集計することを明文化しました。

3 総使用回数の考え方の留意事項

規則第 14 条第 2 項第 5 号に規定する「総使用回数」は、同一の有効成分を含む農薬が同一の農作物等に対して使用された回数をいいます。これは、定められた回数を超えて、同一の有効成分を含む農薬が同一の農作物等に使用されることによって、当該農作物等に当該有効成分が過剰に残留し、当該農作物等を摂取した場合の安全が十分に確保できない事態を回避するためのものです。したがって、総使用回数の集計は、農薬をほ場に散布した回数ではなく、農薬をほ場内の同一の農作物等に散布した回数となります。